

原案可決

平成 22 年 12 月 22 日

委員会提出議案第 2 号

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成 17 年条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙後初めて招集される市議会から適用する。

提出者

議会運営委員会

委員長 松 浦 紀 一